

台東区災害時トイレ 確保・管理指針

令和8年3月

台東区

目次

I. はじめに	1
1. 本指針の目的	1
2. 本指針の位置づけ	1
3. 本指針とSDGsとの関係について	2
4. 本指針で対象とする災害用トイレの種類と特徴	3
5. 本指針で対象とする施設	7
II. 現状と課題	8
1. 台東区の概況	8
(1) 特性	8
(2) 鉄道	9
(3) 観光客	10
(4) 災害時トイレの現状数量	11
(5) 被害想定	12
2. 時間経過に伴うトイレ使用環境の変化	13
3. 災害時のトイレの確保状況	18
(1) 災害時トイレの過不足状況	18
(2) 災害時トイレの空白エリア	19
(3) 避難所区域別のトイレの充足度	20
4. 施設の耐震化や代替水等の現状	21
(1) 施設の耐震化状況	21
(2) 代替水	22
(3) 下水道	23
(4) 上水道	24
5. 災害時のし尿処理体制	25

6. 対策検討の留意点.....	26
(1) 調査の実施.....	26
(2) 調査を受けた検討.....	26
7. 災害時トイレの確保・管理に関する主要課題.....	28
(1) 災害時のトイレ確保における課題.....	28
(2) 災害時トイレの管理・運用の構築における課題.....	29
(3) 災害用トイレの備えに関する課題（普及啓発）.....	29
III. 災害時のトイレ確保・管理対策.....	31
1. 基本指針.....	31
2. 災害時のトイレ確保における対策.....	31
3. 災害時のトイレ管理・運用体制の構築における対策.....	34
4. 災害用トイレの備えの推進（普及啓発）.....	36
IV. 指針の見直し.....	37

資料編

I. はじめに

1. 本指針の目的

大規模災害発生時において、水洗トイレが使用できず、被災地の衛生環境が悪化すると、感染症や健康被害、更には災害関連死へとつながるなど、トイレに関する問題は、過去の災害でも繰り返し発生しており、被災者の生命と健康を守るうえで深刻な課題となっている。

本指針では、誰もが安全で安心して使用できるよう「災害時もトイレが、ず〜っと使える！ず〜っと安心」を実現し、区民の生命と健康、そして尊厳を守り、日常生活の早期回復に寄与することを目的としている。そのことを踏まえ、各種災害用トイレの特徴や災害フェーズに応じた活用などを取りまとめ、適切な場所に十分な数量の災害用トイレを確保するとともに、快適なトイレ環境を維持するための点検方法等を示す。

2. 本指針の位置づけ

本指針は、災害時のトイレ確保・管理に関する国の指針や東京都の「東京都地域防災計画」、「東京トイレ防災マスタープラン」と整合を図りながら、台東区地域防災計画の関連計画として策定する。

なお、本指針は台東区災害廃棄物処理計画やさわやかトイレ整備方針と連携を図る。

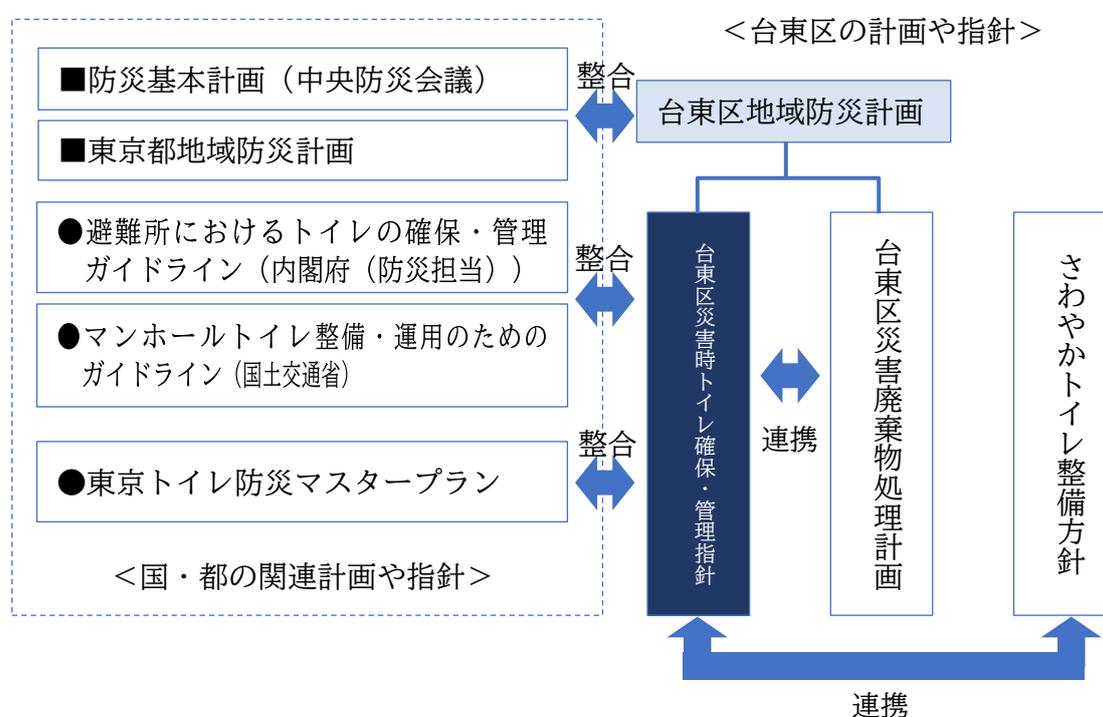


図 I-1 本指針の位置づけ

3. 本指針と SDGs との関係について

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、国連加盟国が平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの 15 年間で達成を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置づけられている。SDGs では、17 の目標と 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っている。

本指針では、災害時のトイレの課題を明確にし、確保・管理及び普及啓発の対策を示すものであり、SDGs の目標 3、目標 6 及び目標 11 に関連している。

SDGs の目標 3 では、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」としている。また、目標 6 では、「すべての人々の水と衛生の使用可能性と持続可能な管理を確保する」とし、目標 11 では、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」としている。

台東区においても、これらの目標の達成に向けて、本指針の着実な推進を図っていく。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4. 本指針で対象とする災害用トイレの種類と特徴

台東区地域防災計画を踏まえ、本指針では、以下の災害用トイレを対象とする。災害用トイレの特徴やフェーズに応じた使用可否を以下に示す。

※災害用トイレとは、断水等のライフライン被害があった際にも使用できるトイレのことである。

表 I-1 災害用トイレの種類と特徴

種類	特徴	
携帯トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式便器等に取り付けて使用する便袋タイプ（吸収シートや凝固剤で水分を安定化） ・発災直後の使用を想定し備蓄 	
簡易トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に持ち運ぶことができる簡易なトイレ ・機械で袋を密封するタイプ、携帯トイレを取り付けるタイプ等がある。 ・介護用のポータブルトイレ等、手すりが付いている物もある。 	
仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置し、便槽に貯留 ・段差があるものが多い一方で、車椅子で利用できるバリアフリータイプもある。 	

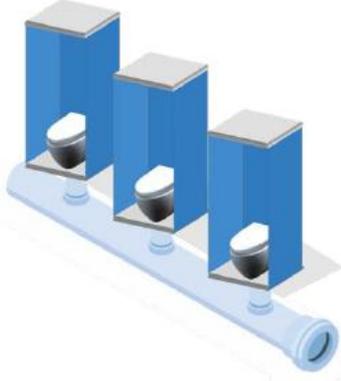
<p>マンホール トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道、浄化槽、便槽のそれぞれに接続するタイプがある。 ・下水道に接続するタイプの下部構造には、本管直結型、流下型、貯留型の形式がある。 (参考：国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」) ・基本的には下部構造を事前に整備しておき、災害時は指定のマンホールの上にトイレ個室と便器等を組み立てて設置 ・簡易水洗・水洗式、排水設備内等を水で流す等、様々な方式がある。 	
<p>トイレカー (トイレトラック等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ設備を備えた車両及びコンテナを指し、し尿を貯留するタイプや処理装置を備えたタイプがある。 	
<p>災害対応型 常設トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常設された水洗トイレのうち、次の条件を満たすものを指す。 <代替水使用> 断水・停電時に、代替水（学校のプール、雨水等の貯留、防災用井戸等）により水洗機能を使用できるもの。 <くみ取り切替> 排水設備や処理施設等に被害があった時、地下ピットとつながる蓋や便器底を開けて貯留式トイレとして使用するもの。 	

表 I-2 フェーズに応じた使用可否

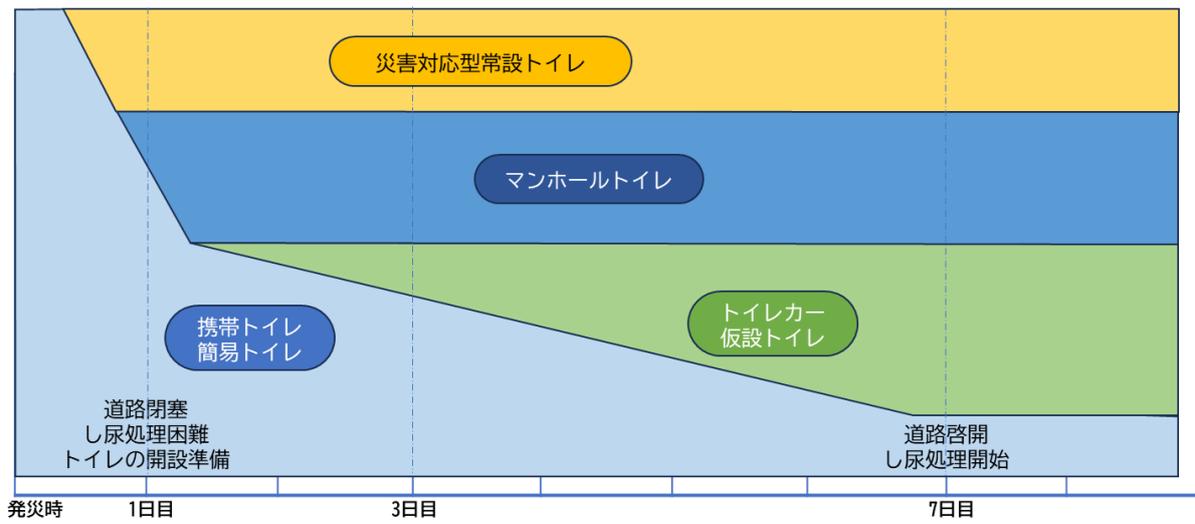
主なトイレの種類	発災 ～3日間	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
想定	道路閉塞 し尿処理困難 トイレの開設 準備	道路啓開 し尿処理開始	ライフライン 一部回復	多くの地域で ライフライン 回復	ほぼ全地域で ライフライン 回復
携帯・簡易 トイレ	◎	◎	○	○	○
仮設トイレ (調達)		○	◎	◎	○
マンホール トイレ	○	○	○	○	○
トイレカー (トイレトラック 等)		○	◎	◎	○
災害対応型 常設トイレ	○	○	○	○	◎

◎：各フェーズで主な使用が想定されるトイレ

○：準備が整い次第使用可能なトイレ

発災 ～3日間	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は、断水や排水設備の被災等により水洗トイレが使用できなくなるため、携帯・簡易トイレ等使用できるトイレ全てを活用 道路閉塞により運搬が必要なトイレやし尿処理が必要なトイレは使用困難 マンホールトイレ等は開設が必要
～1週間	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開により、一部地域でトイレカー（トイレトラック等）や仮設トイレ等の調達、し尿処理が可能になる。
～2週間	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインが一部復旧し、水洗トイレが復旧し始め、携帯・簡易トイレの使用が減少 トイレカー（トイレトラック等）に給排水の仮設配管工事を行うことで使用・維持管理状況を改善
～1か月	<ul style="list-style-type: none"> 避難の長期化により避難者ニーズが多様化し、質の高いトイレを優先的に使用
1か月～	<ul style="list-style-type: none"> 全地域でライフラインが回復。被害の残る一部施設等では、引き続き災害用トイレを使用

I. はじめに



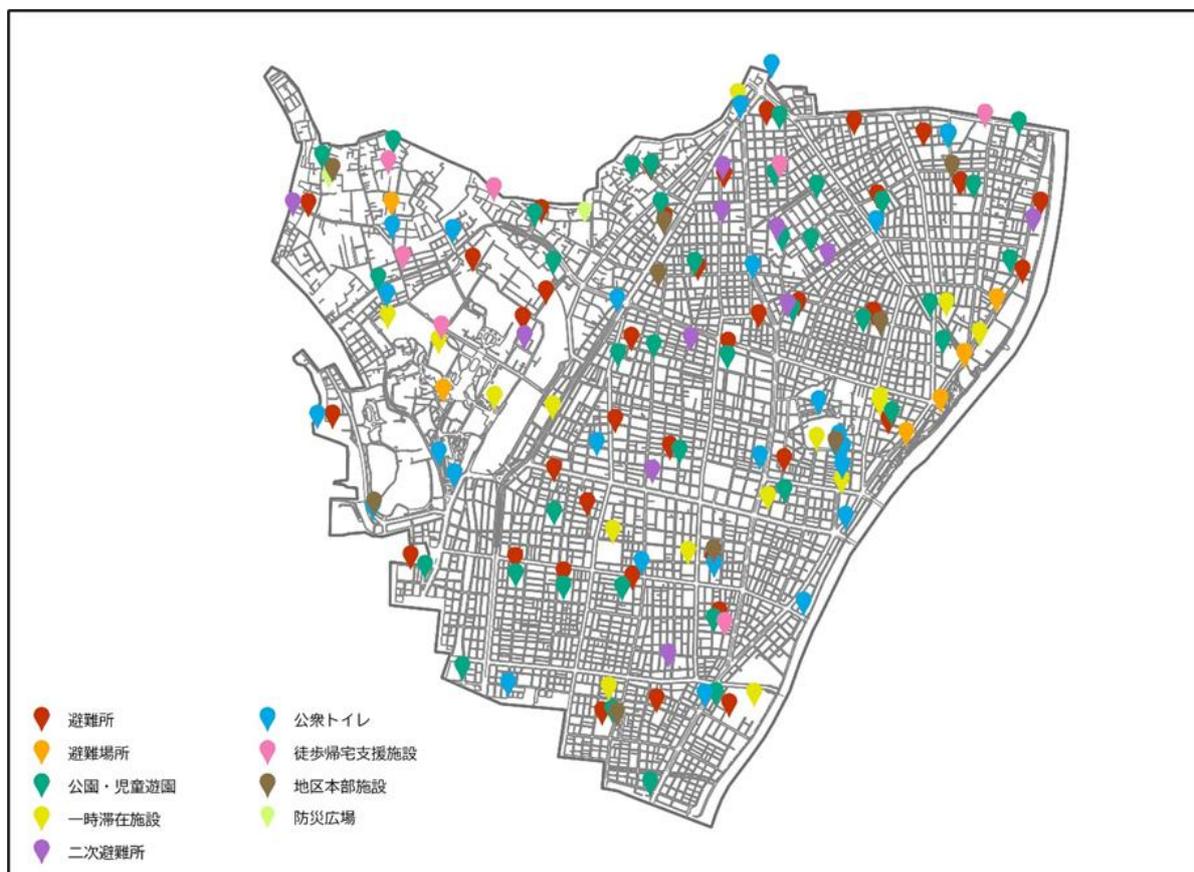
5. 本指針で対象とする施設

本指針において対象とする施設は、台東区地域防災計画に位置付けられている施設のほか、公園・児童遊園や公衆トイレとする。

表 I-3 災害用トイレの確保対象施設（令和7年10月時点）

災害時の位置づけ	施設数
避難所	42
二次避難所	12
避難場所	3
一時滞在施設	18
徒歩帰宅支援施設	8
公園・児童遊園	43
防災広場	2
公衆トイレ	26
地区本部施設	11
合計	165

図 I-2 災害時トイレのある施設の分布状況



II. 現状と課題

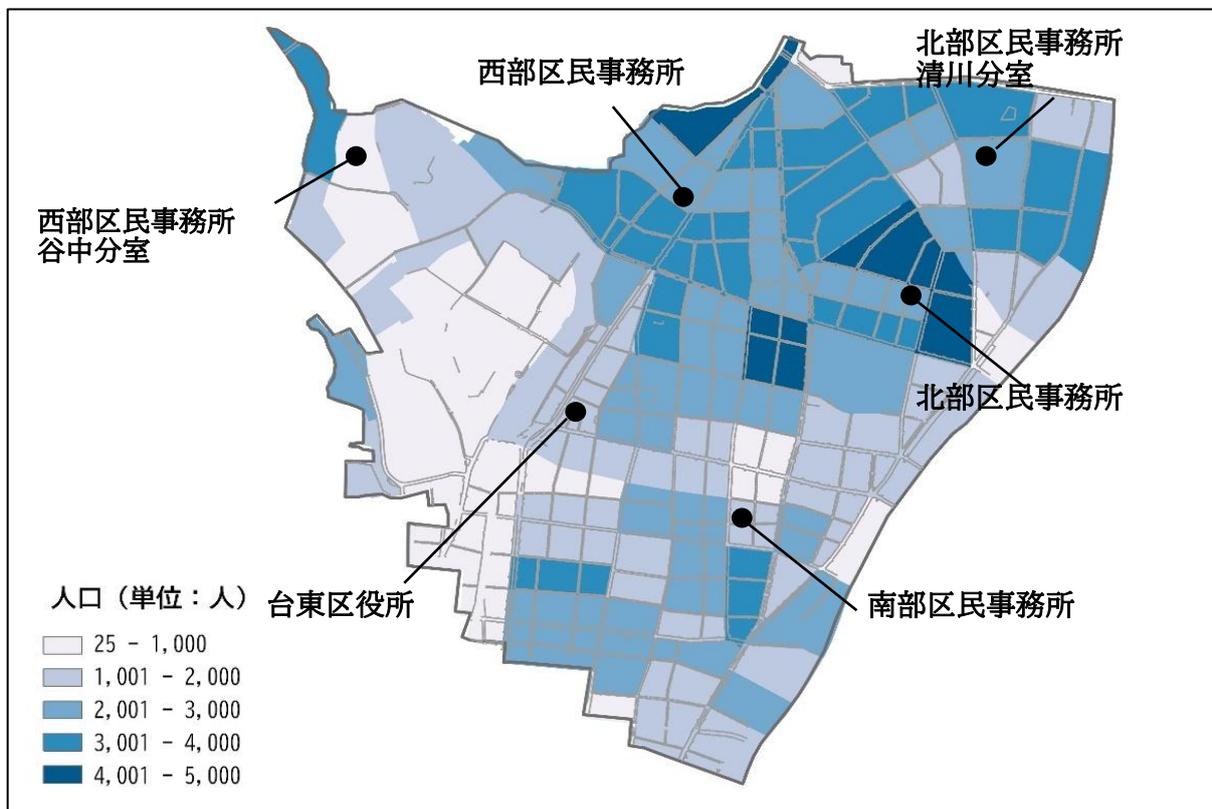
1. 台東区の概況

(1) 特性

表Ⅱ-1 人口特性

項目	人口等	データ時点
人口総数 (人)	216,696 人	令和7年4月1日時点 住民基本台帳
日本人人口 (人)	196,397 人	
外国人人口 (人)	20,299 人	
世帯数 (世帯)	137,804 世帯	
土地面積 (km ²)	10.11 km ²	令和7年4月1日 時点 台東区 HP
人口密度 (人/km ²)	21,433.83 人/km ²	令和7年4月1日時点 住民基本台帳
昼間人口 (人)	307,176 人	令和2年度東京都の統計 (台東区の昼間人口)
昼夜間人口比率 (%)	145.3%	
年少人口 (人・%)	17,654 人・8.15%	令和7年4月1日時点 住民基本台帳
生産年齢人口 (人・%)	154,626 人・71.36%	
老年人口 (人・%)	44,416 人・20.50%	

図Ⅱ-1 町丁目別の人口特性 (人口総数)



(2) 鉄道

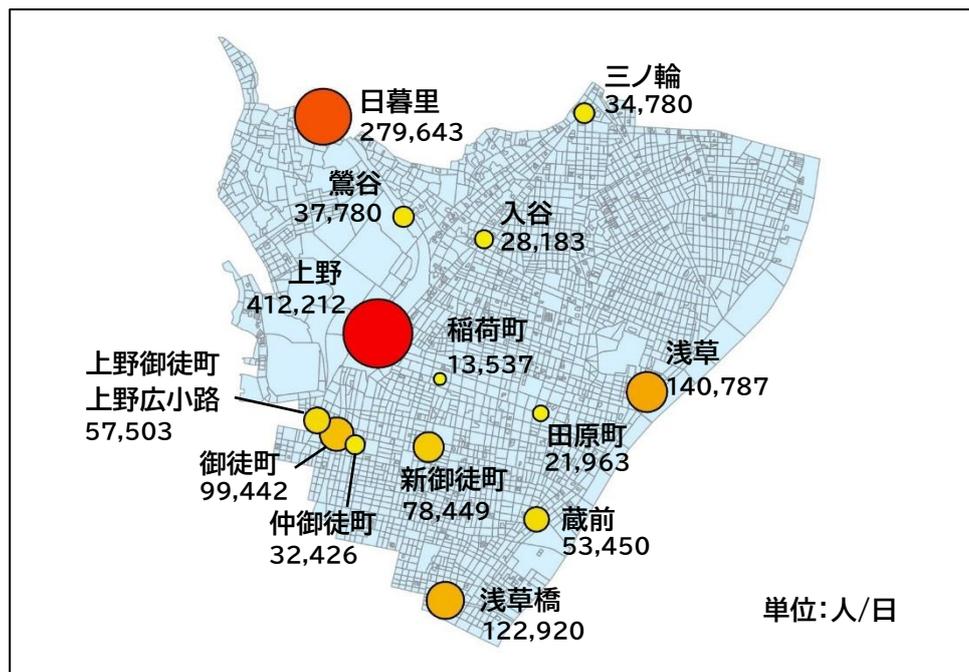
台東区の鉄道乗降客数から、上野駅の周辺には人が集中していることが伺える。

表Ⅱ-2 台東区の駅

駅名	路線名
上野	山手線、京浜東北線、常磐線、高崎線、東北本線、宇都宮線、上野東京ライン、東北新幹線、秋田新幹線、山形新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、銀座線、日比谷線
三ノ輪	日比谷線
鶯谷	京浜東北線、山手線
入谷	日比谷線
日暮里	京成本線、日暮里・舎人ライナー、京浜東北線、常磐線、山手線
稲荷町	銀座線
田原町	銀座線
浅草	銀座線、浅草線、伊勢崎線、つくばエクスプレス
上野広小路	銀座線
上野御徒町	大江戸線
浅草橋	総武線、浅草線
新御徒町	大江戸線、つくばエクスプレス
蔵前	浅草線、大江戸線
仲御徒町	日比谷線
御徒町	京浜東北線、山手線

図Ⅱ-2 鉄道駅乗降客数

引用元：国土交通省 国土数値情報 駅別乗降客数データ（令和3年度）

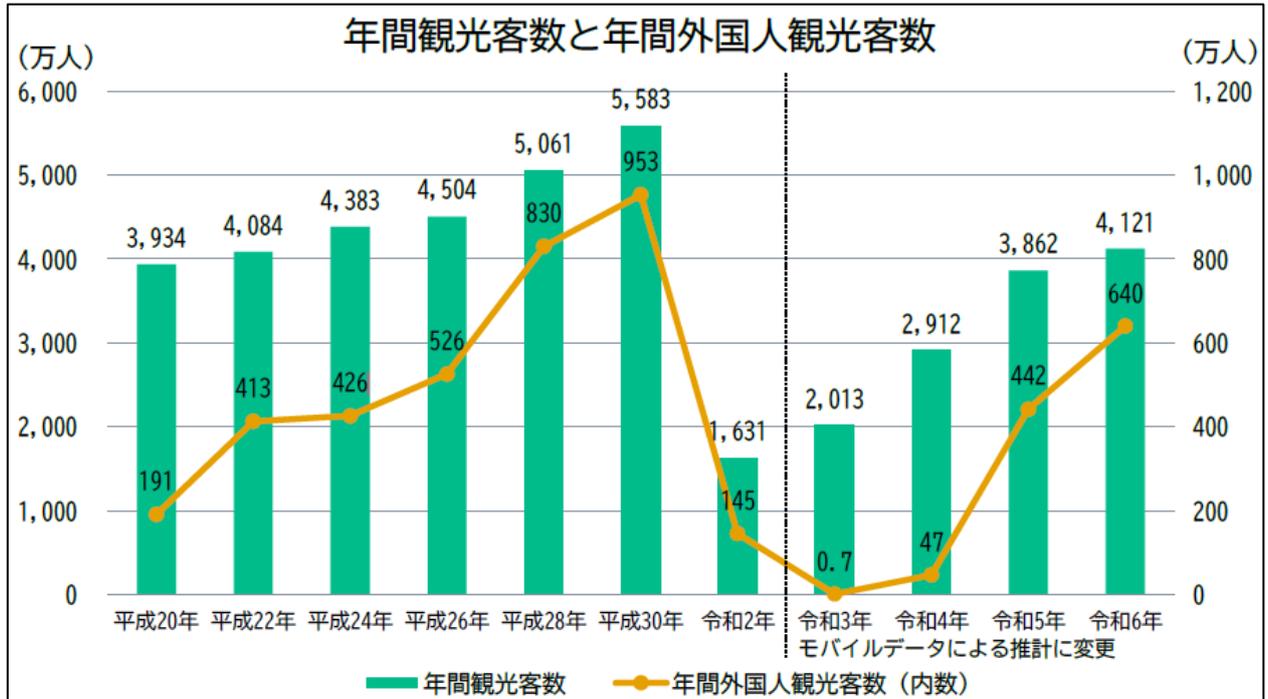


(3) 観光客

令和6年の年間観光客数は4,121万人で、一日平均約11万人となる。

図Ⅱ-3 年間観光客数推移

資料：令和6年度台東区観光統計 報告書



(4) 災害時トイレの現状数量

災害時トイレ等の現状数量を以下に示す。

対象とする災害時トイレは、P7で示した本指針での対象施設にある災害時トイレに公道上のマンホールトイレを加えたものとする。

※施設ごとの現状数量は資料編「災害時トイレ一覧」

※災害時トイレとは、災害時に使用が想定されるトイレのことを指す。

表II-3 災害時トイレの現状数量

主なトイレの種類			数量	対象施設
携帯トイレ			695,800回	避難所、 拠点倉庫等
簡易トイレ ※自動密閉型トイレ1個当たり50回分で計上			550回	拠点倉庫
仮設トイレ			-	-
マンホールトイレ (敷地内)	下水道接続式		110基	11施設
	下水道接続式・一時貯留		-	-
	くみ取り式		88基	28施設
マンホールトイレ(公道上)			268基	
トイレカー(トイレトラック等)			-	-
災害対応 型常設ト イレ (注1)	建物内	くみ取り式	-	-
		代替水使用式	3,530基	53施設
		くみ取り式かつ代替水使用式	-	-
	公園・ 公衆 トイレ 内	くみ取り式	22基	1施設
		代替水使用式	-	-
		くみ取り式かつ代替水使用式	-	-
その他 公共施設のトイレ(注2)			1,383基	112施設
携帯・簡易トイレ合計(回数)			696,350回	-
災害時トイレ合計(基数)			5,401基	-

注1) 「くみ取り」又は「代替水使用」が可能なトイレ。

注2) 「くみ取り」又は「代替水使用」はできないが、災害時に使用が想定されるトイレ。

(5) 被害想定

台東区地域防災計画では、「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書」を踏まえ、台東区において、最も被害の大きい次の想定地震を対象として、対策を推進している。

本指針においても、同様の想定地震を対象とする。

表Ⅱ-4 被害想定

想定地震	都心南部直下地震
規模	マグニチュード7.3
時期・時刻	冬・夕方
風速	8m/秒
建物被害（全壊）	2,330 棟
焼失棟数	192 棟
避難者数	65,468 人
うち避難所避難者数	43,646 人
うち避難所外避難者数	21,822 人
下水道 被害率	4.6%
上水道 断水率	46.6%
電力 停電率	21.5%

表Ⅱ-5 避難者数の推移

フェーズ	1日~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月~
避難者数計	30,128 人	65,468 人	52,475 人	39,482 人	26,490 人
うち避難所避難者数	25,609 人	43,645 人	31,746 人	19,846 人	7,947 人
うち避難所外避難者数	4,519 人	21,823 人	20,729 人	19,636 人	18,543 人

2. 時間経過に伴うトイレ使用環境の変化

台東区において想定される、発災後からの時間経過に伴い変化する被災者を取り巻く状況、トイレ使用環境の状況は以下のとおりである。

表II-6 発災後からの時間経過に伴い変化する被災者を取り巻く状況・トイレ使用環境の状況

■在宅避難・自主避難先

フェーズ	被害想定
発災 ～ 3日	<p style="text-align: center;">＜水洗トイレの停止・災害用トイレの使用及び不足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、水洗トイレの使用ができない。 ○集合住宅では、各住戸の排水管がつながっているため、災害発生時は排水トラブルを回避するため、携帯トイレや簡易トイレの使用が求められる。 ○災害用トイレの使用と並行し、排水管等の点検を実施する。 ○家庭内備蓄が足りておらず、携帯トイレ等が不足する。
	<p style="text-align: center;">＜災害用トイレの適切な運用が困難＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○備蓄がない場合、避難所や公園のトイレ、公衆トイレの使用が求められる。 ○公園のトイレ及び公衆トイレ等が大小便で満杯になる等、衛生状態が悪化する。 ○周辺トイレの使用を試みるが、アクセスが困難となる。 ○マンション等の集合住宅の中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合は在宅避難が困難となる。 ○トイレが使用できない期間が長期化した場合、備蓄していた携帯・簡易トイレが枯渇し、在宅避難が困難となる。 ○ライフライン被害等により、時間の経過とともに在宅避難が困難となり、避難所への避難者が増加する。
4日 ～ 1週間	<p style="text-align: center;">＜災害用トイレの不足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3日分の携帯・簡易トイレの備蓄の枯渇により、ライフラインが復旧していない住宅等での避難が困難となる。 ○道路啓開により、一部地域で、使用済み携帯トイレ等の回収が可能となる。 ○事業者の不足等により、住宅等の断水、排水管の損傷等の修理が困難となる。
	<p style="text-align: center;">＜災害用トイレの適切な運用が困難＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用済みの携帯トイレも多く溜まっていることから、トイレの衛生確保や収集が課題となる。

フェーズ	被害想定
1週間	<p style="text-align: center;">＜災害用トイレの不足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○携帯・簡易トイレの備蓄の枯渇により、ライフラインが復旧していない住宅等での避難が困難となる。 ○事業者の不足等により、住宅等の断水、排水管の損傷等の修理が困難となる。

■外出先

フェーズ	被害想定
発災後3日	<p style="text-align: center;">＜帰宅困難者の発生＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路の交通規制や公共交通機関の運行停止により、勤務先、通学先や一時滞在施設での滞在期間が長期化する。 ○国内だけでなく、国外からの来街者による多くの帰宅困難者の発生が見込まれる。
	<p style="text-align: center;">＜水洗トイレの停止・災害用トイレの使用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、職場・学校等の一時滞在施設・帰宅困難支援ステーション（公共施設やコンビニ等）の水洗トイレが使用できない。 ○一時滞在先において、携帯トイレや簡易トイレ等の使用が求められる。 ○一時滞在施設では、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレや災害対応型常設トイレ等の使用を求められる。
4日～1週間	<p style="text-align: center;">＜帰宅困難者の発生＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災後、概ね4日目以降、順次帰宅することを想定しているが、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、とどまっていた帰宅困難者が駅等に集中し、再度混乱を生じるおそれがある。
	<p style="text-align: center;">＜災害用トイレの不足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅のトイレの被害状況によっては、周辺の公共トイレ等に使用者が集中する可能性がある。 ○駅周辺での野外排せつ及び公園のトイレや公衆トイレ等が大小便で満杯になり、衛生状態が悪化するおそれがある。

■ 避難所

フェーズ	被害想定
発災 ～ 3日	<p style="text-align: center;">＜避難者の発生＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物被害、ライフライン被害、エレベーター被害等により避難所へ被災者が集まり、時間経過とともに避難者が増加する。 ○帰宅困難者により、避難者以外のトイレ使用者が増加する。
	<p style="text-align: center;">＜水洗トイレの停止・災害用トイレの使用及び不足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電や断水、排水管の損傷等により、水洗トイレの使用ができない。 ○燃料が枯渇した場合、非常用電源で機能していた水洗トイレが機能を停止し、使用が困難となる。 ○災害発生当初は、避難所備蓄の携帯トイレ、マンホールトイレや災害対応型常設トイレ等の使用が求められる。 ○災害用トイレの使用と並行し、排水管等の点検を実施する。 ○人員の不足や配置・動線の問題から、災害用トイレの準備・開設等の初動対応が徹底されず、トイレが不足する。 ○携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの物資調達を行いトイレの不足に対応する。 ○物資調達を試みるも、物資の流通機能がまひし、携帯トイレ、仮設トイレ等の不足に対応することが困難となる。
	<p style="text-align: center;">＜災害用トイレの適切な運用が困難＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取り式トイレは早期に使用が困難となる。 ○使用済み携帯トイレ等・し尿（くみ取り）の収集の遅れや、トイレの管理が不十分なことにより、衛生環境が急速に悪化する。 ○携帯トイレ等の使用が求められ、高齢者や障害者等の要配慮者のトイレの使用が困難となる。
4日 ～ 1週間	<p style="text-align: center;">＜避難者の発生＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者数が最大となり、トイレ利用者数も増加する。 ○在宅避難者が携帯トイレ等の備蓄を使い切ること等を要因に、避難所避難者以外のトイレ使用者が増加する。
	<p style="text-align: center;">＜水洗トイレの停止・災害用トイレの使用及び不足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路啓開により、一部地域で、仮設トイレや携帯トイレ等の調達、トイレカー（トイレトラック等）の使用ができるようになり、トイレの不足に対応する。また、使用済み携帯トイレ等の回収やし尿収集車の利用が可能となる。

フェーズ	被害想定
4日～1週間	<p style="text-align: center;">＜災害用トイレの適切な運用が困難＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○くみ取り式のトイレには発災直後からの排泄物が溜まっており、トイレの衛生確保やし尿処理が課題となる。 ○携帯トイレ等の使用が求められ、高齢者や障害者等の要配慮者のトイレ使用が困難となる。
	<p style="text-align: center;">＜応援職員やボランティアによるトイレ需要の増加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国の自治体からの応援職員やボランティアが区内全域で活動し始めることによるトイレの利用者が増加する。
1週間～2週間	<p style="text-align: center;">＜避難者の発生＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの一部回復により、避難者数が減少する。 ○在宅避難者が携帯トイレ等の備蓄を使い切ること等を要因に、避難所避難者以外のトイレ利用者が増加する。
	<p style="text-align: center;">＜水洗トイレの停止・災害用トイレの使用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの一部回復により、災害用トイレの使用が減少する。 ○断水が続く地域等では、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの使用を継続する。
2週間～1か月	<p style="text-align: center;">＜水洗トイレの停止・災害用トイレの使用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1か月後にはライフラインの回復により、多くの水洗トイレが使用可能になる。 ○携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの使用が減少し、撤去等を実施する。 ○引き続き災害用トイレを使用する場合、トイレ環境の改善が求められる。

■避難場所

フェーズ	被害想定
発災 ～ 3日	<p style="text-align: center;">＜避難者の発生＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火災の発生や建物倒壊等により、被災者が殺到し、避難場所の運営等が混乱するおそれがある。 ○時間経過とともに、緊急的な避難者は減少する。
	<p style="text-align: center;">＜水洗トイレの停止・災害用トイレの使用及び不足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、水洗トイレの使用ができない。 ○災害対応型常設トイレやマンホールトイレ（貯留式）、携帯トイレ等の使用を求められる。 ○人員の不足や配置・動線の問題から、災害用トイレの準備・開設等の初動対応が徹底されず、トイレが不足する。 ○物資調達を試みるも、流通機能がまひし、携帯トイレ、仮設トイレ等の不足に対応できない。
	<p style="text-align: center;">＜災害用トイレの適切な運用が困難＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取り式トイレは早期の使用が困難になる。 ○トイレの管理等が適切に行われないことや、ごみ・し尿処理収集の遅れ等により、衛生環境が急速に悪化する。
4日 ～ 1週間	<p style="text-align: center;">＜水洗トイレの停止・災害用トイレの使用及び不足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路啓開により、一部地域で、仮設トイレや携帯トイレ等の調達、使用済み携帯トイレ等の回収やし尿収集車、トイレカー（トイレトラック等）の使用が可能になる。 ○仮設トイレの調達、トイレカー（トイレトラック等）の使用により、トイレの不足に対応する。
	<p style="text-align: center;">＜災害用トイレの適切な運用が困難＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バキュームカーの台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取り式トイレは早期の使用が困難となる。
1週間 ～ 2週間	<p style="text-align: center;">＜避難者の増加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅避難者が携帯トイレ等の備蓄を使い切ること等を要因に、トイレ使用者が増加する。
	<p style="text-align: center;">＜水洗トイレの停止・災害用トイレの使用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの一部回復により、災害用トイレの使用が減少する。 ○下水使用が困難な地域では災害対応型常設トイレや貯留型のマンホールトイレの使用を継続する。 ○断水が続く地域等にトイレカー（トイレトラック等）を移設する。

3. 災害時のトイレの確保状況

(1) 災害時トイレの過不足状況

災害時のトイレ必要基数とライフライン被害があった際にも使用できるトイレの基数を比較し、トイレ基数の過不足状況を算定した結果を示す。ただし、マンホールトイレの設置までの期間や来街者等の使用も想定した場合には不足することも考えられるため、その場合の補助手段として携帯トイレ・簡易トイレを使用する。

表Ⅱ-7 災害時トイレの過不足状況

フェーズ	発災～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
目標とするトイレ基数	50人／1基		20人／1基		
想定者数	118,135人	111,768人	88,717人	51,515人	26,490人
避難所避難者数	25,609人	43,646人	31,746人	19,846人	7,947人
避難所外避難者数	4,519人	21,823人	20,729人	19,636人	18,543人
在宅避難者数 ^{※1}	88,007人	46,299人	36,242人	12,033人	0人
災害用トイレ合計基数	4,018基	4,018基	4,295基	4,986基	5,401基
必要基数	2,363基	2,235基	4,436基	2,576基	1,324基
過不足	充足	充足	不足 (141基)	充足	充足
計上しているトイレの種類	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対応型常設トイレ (3,552) ●マンホールトイレ (466) 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対応型常設トイレ (3,552) ●マンホールトイレ (466) 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対応型常設トイレ (3,552) ●マンホールトイレ (466) ●その他公共施設のトイレ 20%^{※2} (277) 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対応型常設トイレ (3,552) ●マンホールトイレ (466) ●その他公共施設のトイレ 70%^{※2} (968) 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対応型常設トイレ (3,552) ●マンホールトイレ (466) ●その他公共施設のトイレ 100%^{※2} (1,383)

※1 災害時に避難所等に避難しない区民のうち、上下水道被害のある人口及び上水道被害はないが下水道被害のある、自宅トイレの使用が困難と想定される人を指す。

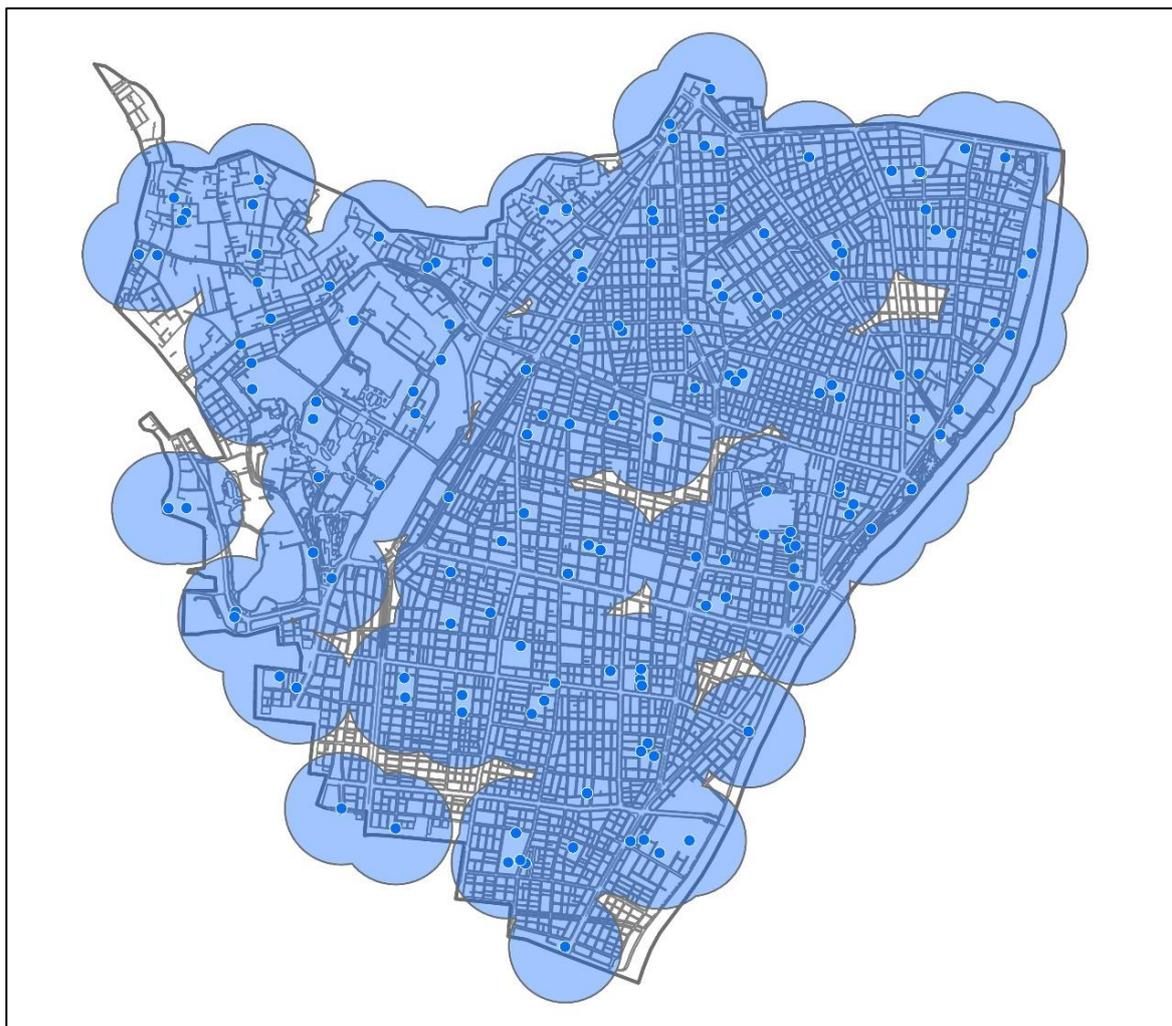
※2 台東区内の上水道復旧率推移を基に計算したものである。

(2) 災害時トイレの空白エリア

災害時トイレを適切な場所に配置する指標として、災害時に使用が想定されるトイレがある施設の徒歩約5分圏（半径250m円）外を災害時のトイレ空白エリアとした。

区内全域で一定程度の空白エリアが見られるため、今後、空白エリアへの対応の検討が必要となる。

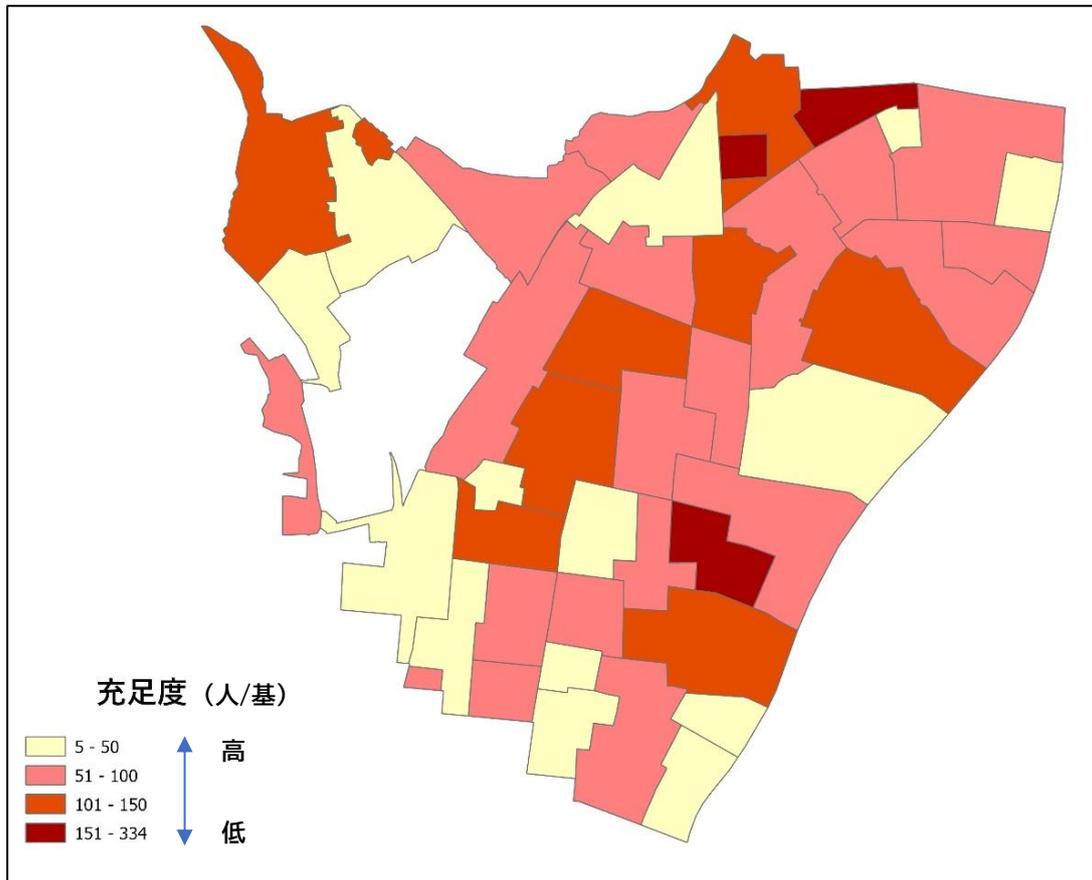
図II-4 災害時のトイレ空白エリア



(3) 避難所区域別のトイレの充足度

各避難所区域でのトイレ充足度を評価する指標として、その区域内の人口数を、その区域内に設置されている災害時トイレの基数で割ることで算出した。

図II-5 避難所区域別の充足度



※令和7年度町会別人口をもとに使用者数を計算している。そのため上野公園一帯は空白となっている。

※発災直後から使用できるトイレの基数にて試算。

4. 施設の耐震化や代替水等の現状

(1) 施設の耐震化状況

災害用トイレが設置されている施設において、施設の耐震化の状況を詳細にみると、以下のとおりである。

表Ⅱ-8 施設の耐震化の状況

台東区地域防災計画 位置付け	施設数	耐震化状況
避難所	42	・すべての施設の耐震化が完了している。
二次避難所	12	・概ね、施設の耐震化が完了している。
避難場所	3	・避難場所にあるすべてのトイレが施設の耐震化を完了している。
一時滞在施設	18	・すべての施設の耐震化が完了している。
徒歩帰宅支援施設	8	・概ね、施設の耐震化が完了している。
公園・児童遊園	42	・概ね、施設の耐震化が完了している。
防災広場	1	・施設の耐震化が完了している。
公衆トイレ	26	・概ね、施設の耐震化が完了している。
地区本部	11	・すべての施設の耐震化が完了している。

※下水道施設の耐震化を含め未耐震施設については、今後関係機関と連携し検討する。

※施設の耐震化とは

新耐震基準（1981年に制定された震度6～7程度の地震でも倒壊・崩壊しないように計算された構造基準）に適合するもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられた建物である。

※排水設備の耐震化とは

トイレ排水管と下水道公設樹との接続が、耐震化（フレキシブル対応等）された配管構造である。

(2) 代替水

被災後、断水した場合、受水槽・貯水タンク、学校プール、災害対策用井戸、耐震性地下貯水槽の代替水等を災害時対応常設トイレやマンホールトイレ等の水洗用水として使用する。

台東区における代替水等の設置箇所は以下のとおりである。

表Ⅱ-9 代替水等のある施設の一覧

【深井戸】

設置場所		
隅田公園	金竜小学校	石浜小学校
台東育英小学校	田原小学校	防災広場 根岸の里
谷中墓地	東泉小学校	防災広場 初音の森
入谷南公園		

【浅井戸】

設置場所		
柏葉中学校	富士小学校	上野中学校
ことぶきこども園	桜橋中学校	上野小学校
東浅草小学校	台東一丁目区民館	蔵前小学校
松葉小学校	金竜小学校	竹町公園
忍岡小学校	谷中小学校	東上野区民館
黒門小学校	金曾木小学校	田原小学校
浅草中学校	大正小学校	金竜公園
防災広場 根岸の里	浅草小学校	産業研修センター
御徒町台東中学校	旧柳北小学校	秋葉原練堀公園
駒形中学校	千束小学校	橋場公園
竜泉福祉センター	石浜小学校	たなか多目的センター
忍岡中学校	中小企業振興センター	根岸小学校

【耐震性地下貯水槽】

設置場所	
三筋保育園内	吉原公園内
西浅草川村公園内	谷中児童遊園内

※受水槽・貯水タンク、学校プールについては、資料編「災害時トイレ一覧」参照

(3) 下水道

下水道は、主に次の要因から使用不可となった場合、トイレを流しても污水が適切に排出されず、逆流や悪臭の原因となるため、水洗トイレの使用が困難になる。

- ・地震による下水道の破損や接続部の外れ（上流エリアにおいても影響）
- ・大雨、洪水、高潮等による浸水の継続
- ・地震、津波による下水処理施設の機能停止
- ・排水設備の損傷

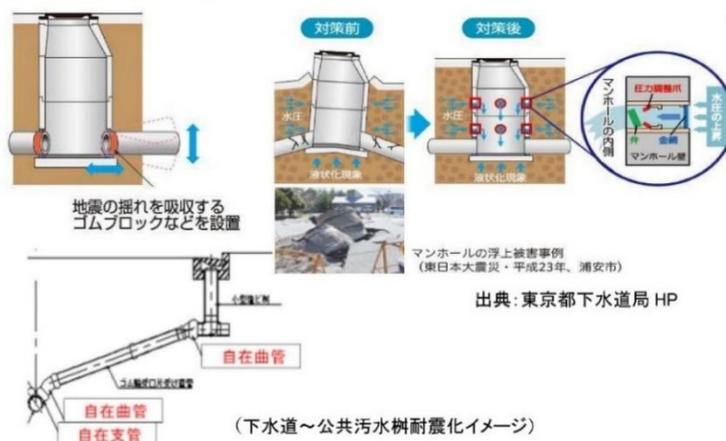
東京都下水道局は、避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化を令和6年度末で概ね完了している。その後も下水道管とマンホールの接続部の耐震化や、マンホールの浮上抑制対策が順次進められている。

（台東区被害想定 下水道管きよ被害率4.6%）

図II-6 東京都下水道局による下水道施設耐震化イメージ



図II-7 下水道～公共汚水柵耐震化イメージ



(4) 上水道

地震等により、主に次の要因から断水が生じた場合、トイレに水を流すことができなくなる。

- ・水道施設の損傷による断水
- ・宅地内給水設備（給水装置や受水槽、高置水槽等）の損傷による断水

ただし、上水道の使用ができなくても、下水道の使用ができる場合は、代替水の確保によりトイレの使用が可能となる。

（台東区被害想定 上水道断水率 46.6%）

区で整備を行っている、災害時常設型トイレ等の代替水源として「学校プール」「受水槽・貯水タンク」「災害対策用井戸」「耐震性地下貯水槽」が想定される。

※台東区の代替水源の確保状況は、P21「表Ⅱ-9 代替水等のある施設一覧」を参照。

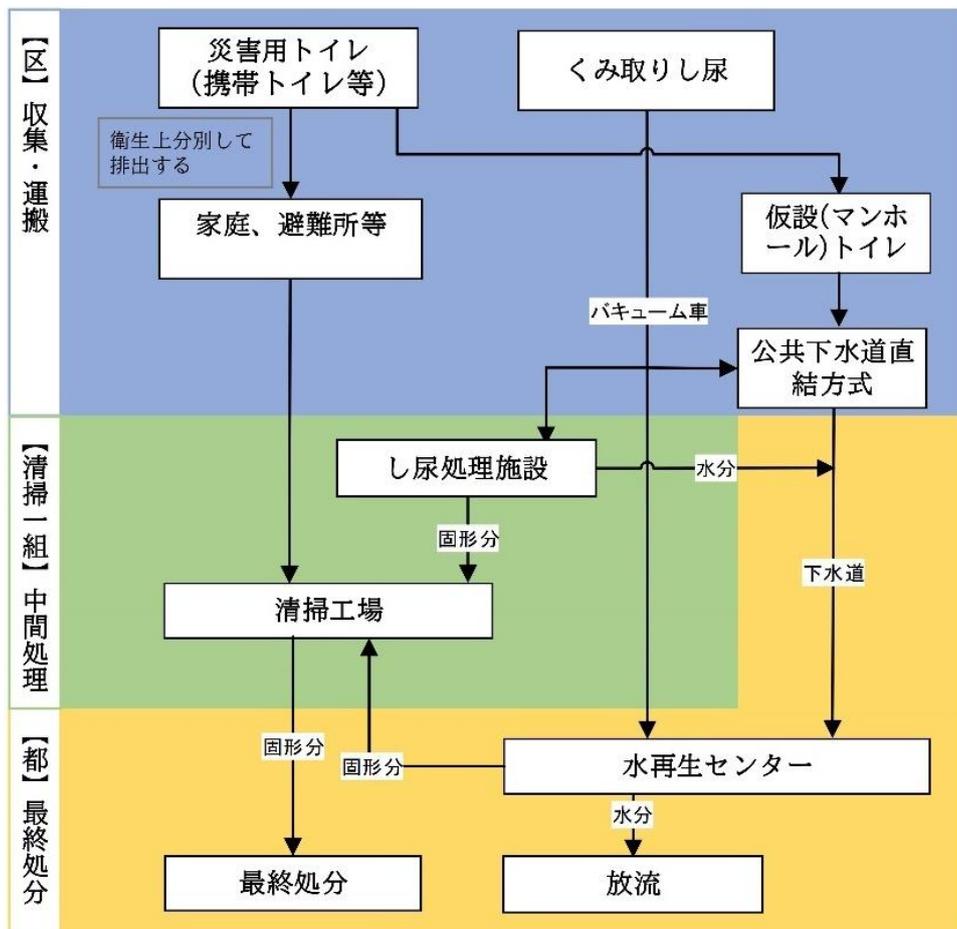
5. 災害時のし尿処理体制

発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用でき、かつ水洗用の生活用水を確保できるとき、水洗トイレを使用することができる。

しかし、下水道が被害を受けた場合や生活用水を確保できない場合は、衛生上の観点からも直ちに水洗トイレの使用を控え、災害用トイレの使用及びその処理が必要である。

災害時のし尿処理については、「台東区災害廃棄物処理計画」に基づき対応する。

図 II-8 し尿処理の役割と流れ（台東区災害廃棄物処理計画）



6. 対策検討の留意点

(1) 調査の実施

本指針を策定するにあたり、「令和7年度 台東区民の意識調査」を通して、災害時のトイレ使用に関するニーズの把握を行った。

また、災害時に配慮を必要とする女性、子育て経験者、高齢者、障害者、外国人の視点から配慮すべき事項について、意見の聴取を行った。

(2) 調査を受けた検討

「令和7年度 台東区民の意識調査」で、災害時に備えて「携帯トイレの備蓄等のトイレ対策」を実施している区民は51.6%であった。ただし、3日分(15回分)より多く携帯トイレ等を備蓄している区民は11.2%にとどまっている。災害用トイレを使用する際に特に心配なこととしては、「トイレの不足(68.0%)」が最も多く挙げられており、以下、「プライバシーの確保(48.9%)」「手洗い設備(47.7%)」「悪臭(47.3%)」「男女別の確保(43.5%)」「施錠等の安全性(43.2%)」と続いている。

また、「令和7年度 区民の意識調査」と並行して実施した意見聴取では、災害時のトイレ環境に関して様々な視点から以下のような留意点が指摘された。

《女性・子育て経験者の視点》

- 「男女別のトイレの確保」が必要だという声が多かった。
- 「安全性の確保(施錠や夜間照明)」が不安視されている。
- 子育て経験者からは、子どもと一緒に入れる「広さの確保」が必要だという声が多かった。

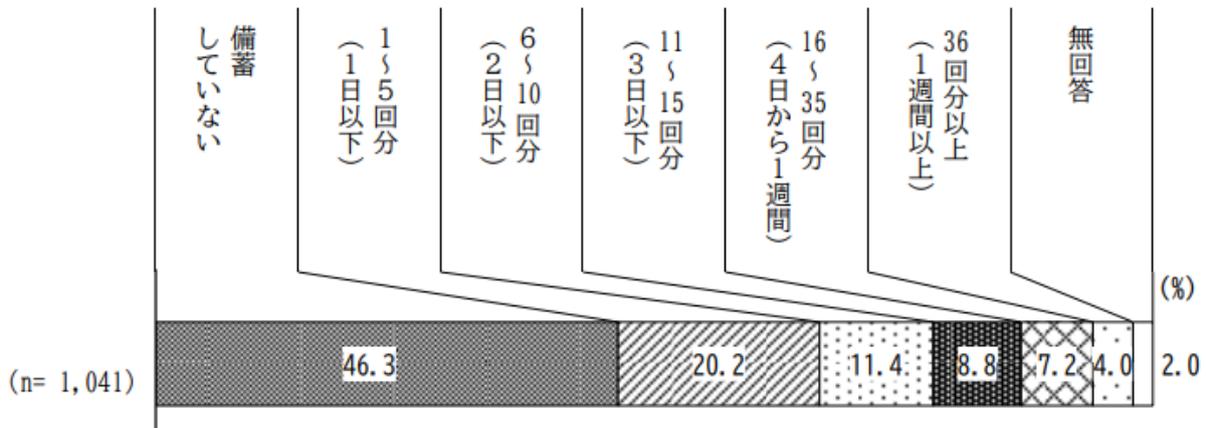
《高齢者・障害者の視点》

- 携帯トイレを備蓄している人の割合は比較的高い。
- 「段差解消や手すりの設置等のバリアフリー対策」は必須であり、洋式便座でなければ使用できない人も多くいる。
- 車いすでの使用や介助人と一緒に入れる「広さの確保」が必要だという声が多かった。

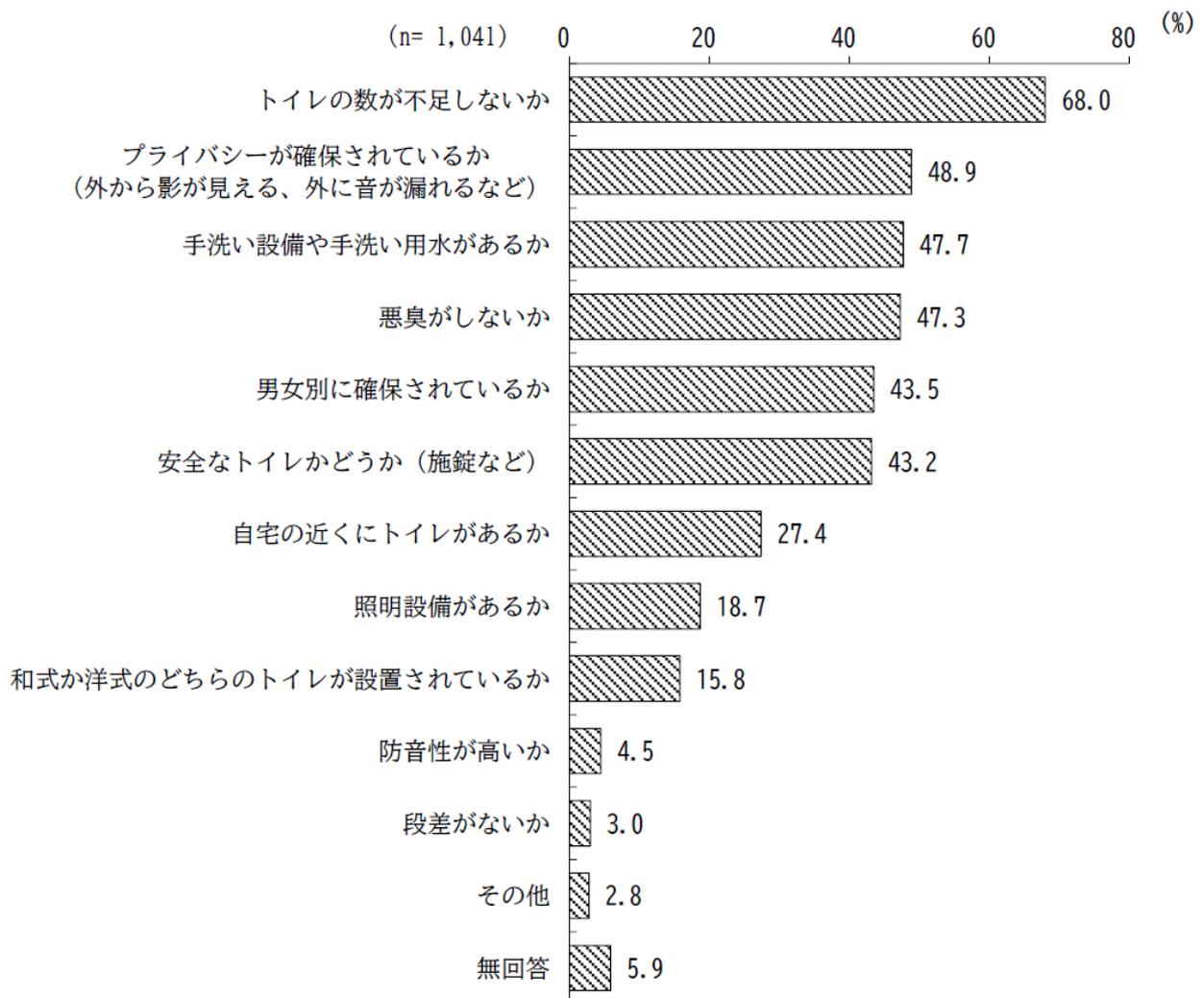
《外国人の視点》

- スマホ等で図解による使用方法の説明、トイレの位置の周知が求められている。
- 外国語(英語・中国語・韓国語等)での説明が必要で、和式便座では用を足せない人もいる。

図Ⅱ-9 備蓄している災害用トイレの回数の割合
(令和7年度「台東区民の意識調査」)



図Ⅱ-10 災害トイレを使用する際に、特に心配なことに関する回答の割合
(令和7年度「台東区民の意識調査」)



7. 災害時トイレの確保・管理に関する主要課題

(1) 災害時のトイレ確保における課題

1) 地域偏在を考慮した災害用トイレの確保【災害用トイレの整備】

本指針で、空白エリアや充足度の把握を行った結果、地域偏在が見られた。空白エリアや充足度の低いエリアでは、災害時に使用できるトイレまでの距離が遠いことや、待ち時間が長くなることが課題である。

2) 携帯トイレの不足による避難者の増加【災害用トイレの整備】

発災後、備蓄していた携帯トイレの不足等により、ライフライン被害及びエレベーター停止に伴うマンションの高層階居住者等による避難者の増加が見込まれる。このような携帯トイレ等の物資の不足による避難者を抑制し、避難所のトイレの使用者数を抑えることが課題である。

3) 発災時における迅速な仮設トイレ及びトイレカー（トイレトラック等）の確保【災害用トイレの整備】

4日目以降は、災害対応型常設トイレや公園・防災広場のマンホールトイレに加えて、支援要請により調達する仮設トイレやトイレカー（トイレトラック等）の使用が期待される。しかし、台東区では、独自の調達手段がなく、現時点ではこれらを国や都の支援により調達するしかないことが課題である。

4) 避難所や公園のトイレ、公衆トイレ等の災害時トイレの質の向上【災害用トイレの質の向上】

災害時トイレは数量の確保に加え、その質の向上も必要である。特に避難所や公園のトイレ、公衆トイレは発災直後だけでなく、発災時間の経過後も在宅避難者、さらには、全国からのボランティア等が使用することが想定される。そのため、夜間照明の確保等や使用しやすい災害時トイレの確保等の災害時トイレの質の向上が課題である。

5) 配慮を必要とする方の視点からの災害時トイレ【災害用トイレの質の向上】

意見聴取の結果を受けて、高齢者、障害者、子育て世帯、女性、外国人等の災害時に配慮を必要とする方が安心して使用できる災害時トイレとして、「男女別のトイレ確保」「安全性の確保（施錠や夜間照明）」「介助者と一緒に入れる広さ」等の機能を備えた災害時トイレの環境確保が課題である。

6) 災害時におけるトイレの迅速な設置【災害用トイレの設置体制の構築】

災害時トイレは発災後の設置が必要となる。特に公園のトイレや公衆トイレは誰もが出入りが可能であり、発災時には断水や排水管の損傷を確認することなく、来街者等が広く使用することが想定される。発災後に迅速な確認やマンホールトイレ等の災害用トイレの設置が必要であり、設置体制の強化が課題である。

(2) 災害時トイレの管理・運用の構築における課題

1) 誤った使用による環境の悪化【衛生環境の改善】

発災直後の災害時トイレについて、誤った使用をした場合に、衛生環境が悪化するばかりではなく、その收拾に多大な労力と時間を要することになり、避難所等の施設の環境に非常に大きな影響を与えることが課題である。

2) 避難所における管理・運用体制【運用体制の構築】

避難所は自宅での生活ができなくなった方の生活の場である。そのため、避難所でのトイレ環境の悪化は、生活環境の悪化、さらには、災害関連死につながりかねない。そのため、施設管理者や避難所運営委員会と協力し、平常時から衛生環境を維持するための清掃をはじめとした、トイレの管理・運用体制を構築することが課題である。

3) 公園のトイレや公衆トイレにおける管理・運用体制【運用体制の構築】

公園のトイレや公衆トイレは、災害発生の直後から在宅避難者や来街者等が使用することが想定される。また、避難所と異なり生活する場所ではないため、衛生環境を維持することが困難となりやすい。そのため、平常時からその管理・運用体制を構築しておくことが課題である。

4) 災害時のし尿処理【くみ取りし尿の処理】 【使用済み携帯トイレ等の処理】

災害発生時には、くみ取りが必要なし尿や使用済みの携帯トイレが多く排出されることとなる。それと同時に、災害がれき等の災害時にのみ発生する廃棄物や普段と同様に発生する生活ごみを並行して回収する必要がある、その運用の整理が課題である。

(3) 災害用トイレの備えに関する課題（普及啓発）

1) 自助としてのトイレ対策の必要性【自助の促進】

「令和7年度 台東区民の意識調査」によると、携帯トイレの備蓄等のトイレ対策を行っている人は、食料や飲料水、日用品の備蓄を行っている人に比べ、人数が少ない。3日分（15回分）より多く携帯トイレ等を備蓄している区民はさらに少ないことがわかつ

た。このことから、区民のトイレ対策に関する理解や備蓄が進んでいないことが課題である。

2) 民間事業者との協力による災害時トイレの確保【共助の促進】

大規模災害発生時は、避難所避難者、避難所外避難者及び在宅避難者以外にも来街者を含めた帰宅困難者等のトイレの使用が想定される。区が整備した災害時トイレのみで、すべてのトイレ使用者分の基数を確保することは困難である。そのため、民間事業者に対して、民間施設のトイレを災害時に利用できるよう協力を求め、災害時トイレの基数を確保することが課題である。

3) 共助としてのトイレ対策の必要性【共助の促進】

災害時に使用が想定されるトイレは、適切な使用状況の確認やトイレ使用者による代替水等の確保を前提としている。ただし過去の災害では、確認、確保が行われなかったため、トイレの衛生環境を著しく悪化させている。発災直後には、施設管理者での適切な確認が十分に見込めないことから、避難所運営委員会や町会、マンション管理組合等の地域団体による共助の体制整備、確保が課題である。

Ⅲ. 災害時のトイレ確保・管理対策

1. 基本指針

『東京トイレ防災マスタープラン』では、基本方針として「災害時に必要なトイレを適切な場所に十分な数量を確保する」ことと、「災害時に誰もが快適で衛生的な質の高いトイレを使用できる環境を整備する」ことが示されている。その方向性を念頭に、第2章で整理した現状と課題を踏まえて、基本指針を以下のように設定する。

【基本指針】

- 指針1 適切な場所に必要な数量の災害時トイレの確保
- 指針2 災害時トイレの管理・運用体制の構築による環境整備
- 指針3 区民や地域等による災害時トイレの備えの推進

2. 災害時のトイレ確保における対策

台東区では、予防・応急・復旧のフェーズにおいて、適正な配置に必要な災害時のトイレの整備を以下のように推進する。

表Ⅲ-1 災害時のトイレ確保における対策

フェーズ	対策
予防	<p style="text-align: center;">【災害用トイレの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生当初は、1週間までの期間は、避難者約50人当たり1基、それ以降は、避難者約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 ○発災直後の避難所には、避難所避難者以外にもトイレ使用者が発生することも踏まえ、携帯トイレ等を備蓄・整備する。 ○発災後3日目までは、携帯トイレ等を含む物資輸送が困難な状況が予想されることから、可能な限り各避難所等における備蓄を推進する。 ○発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等）の活用が必要であることを踏まえ備蓄・整備する。 ○避難場所や帰宅困難者対応等における災害用トイレの確保について、民間施設や駅周辺の商業施設等の活用を都と連携し推進する。

フェーズ	対策
<p>予防</p>	<p>○本指針策定にあたり、新たに取り組む災害用トイレの確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設の携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄・整備を推進する。 ・大規模改修等の機会をとらえ、区有施設の敷地内へのマンホールトイレの設置を推進する。 ・空白エリアや充足度の低いエリアへ、災害時トイレの対応力強化として、移設が可能なトイレカー（トイレトラック等）や仮設トイレを調達するため、民間事業者や他自治体との協力体制の強化を図る。 ・在宅避難者や帰宅困難者等が使用する可能性を踏まえ、公園のトイレや公衆トイレの迅速な災害対応力強化を目的とし、貯留ピットの設置、くみ取り切替型便座の導入、給排水管の耐震化について推進する。
	<p style="text-align: center;">【災害用トイレの質の向上】</p> <p>○避難所・避難場所等において、災害用トイレの備蓄・設置、発災時の運用について、本指針での意見聴取を踏まえ、下記のような対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所・避難場所等において、男女別の災害用トイレを確保する。 ・避難所・避難場所等において、トイレ使用時は施錠可能であることや照明を設置すること等の安全性を確保する。 ・未就学児や障害者、高齢者等がトイレを使用する際に、介助を行う方が一緒に入れる広さの災害用トイレを確保する。 <p>○本指針策定を受け、新たに取り組む災害用トイレの確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅避難者等が使用する可能性を踏まえ、公園のトイレや公衆トイレは、災害時にも照明を使用できるように、非常用電源（蓄電池や太陽光パネル等）の整備等を推進する。 ・避難所等において、障害者や高齢者等の携帯トイレの使用が難しい方でも使用しやすい、自動密閉型簡易トイレの整備を推進する。
	<p style="text-align: center;">【災害用トイレの設置体制の構築】</p> <p>○発災時にマンホールトイレ等の災害用トイレの設置要員を明確化する等の確保マニュアルを整理する。</p> <p>○各施設のトイレについて、発災時に迅速な対応ができるように、新たに作成する「災害時のトイレ使用確認手順」を活用し、汚水ますや施設排水管等の確認を平常時から行う。</p>
	<p style="text-align: center;">【トイレ設置場所の周知】</p> <p>○トイレの設置場所を来街者の方にも周知できるよう、観光案内板やWEB上のトイレマップ等の活用を推進する。</p>

フェーズ	対策
応急 (発災後 72 時間以内)	<p style="text-align: center;">【災害用トイレの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所において、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。 ○発災後 3 日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等）を活用し、対応する。 ○備蓄分の不足が見込まれる場合には、都に対して要請する。
復旧 (発災後 1 週間目途)	<p style="text-align: center;">【災害用トイレの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災後 4 日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。 ○避難所において、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。

3. 災害時のトイレ管理・運用体制の構築における対策

台東区では、予防・応急・復旧のフェーズにおいて、災害時トイレを迅速に設置し、安全で快適に継続して使用できるように衛生環境やし尿処理等の運用体制を以下のとおり構築する。

表Ⅲ-2 災害時トイレの管理・運用の構築における対策

フェーズ	対策
<p>予防</p>	<p style="text-align: center;">【衛生環境の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各施設等における災害時トイレについて、定期的な点検及び質的な改善等を実施し、衛生用品の備蓄等の維持管理を行う。 ○衛生環境確保のために必要な水洗用水の確保を、貯水槽・受水タンク、学校のプール、災害対策用井戸、耐震性地下貯水槽等により、速やかに実施できるよう体制を確保する。
	<p style="text-align: center;">【運用体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各施設のトイレについて、新たに作成する「災害時のトイレ使用確認手順」を活用し、迅速な対応ができるように汚水ますや施設排水管等の確認を平常時から行う。 ○各施設等における災害時トイレについて、開設訓練及び運営マニュアルの策定等を実施し、適切な運用体制を確保する。 ○区立学校等において、児童生徒等に対し、防災教育として携帯トイレの使用方法や災害用トイレ等の開設について周知・訓練を実施する。
	<p style="text-align: center;">【くみ取りし尿の処理／使用済み携帯トイレ等の処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○し尿収集運搬及び処分に係る事業者等との協定締結等によりし尿処理の実効性を確保するとともに、災害廃棄物処理計画に基づいたし尿処理に係る運用体制等の整理、訓練等を行う。
<p>応急 (発災後 72 時間以内)</p>	<p style="text-align: center;">【衛生環境の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所等のトイレにおいて、清掃や消毒の方法、使用後の手洗い、ごみの保管場所の管理等の衛生管理を行う。 ○各施設等において、衛生環境を維持するため、トイレ使用者が守るべき使用方法やごみの適切な排出方法等を周知する。 ○被災後、断水した場合には、学校プール、受水槽・貯水タンク、災害対策用井戸、耐震性地下貯水槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
	<p style="text-align: center;">【運用体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害時のトイレ使用確認手順」を活用し、避難所等の排水設備に関する被災状況を把握する。 ○震災時に緊急的に避難してくる区民のトイレニーズに備え、避難場所に備蓄・整備した災害用トイレを使用できる状態にし、トイレ機能を確保する。

フェーズ	対策
<p>応急 (発災後 72 時間以内)</p>	<p>○避難者のトイレニーズに備え、避難所において、備蓄・整備した災害用トイレを避難者等が利用できる状態にし、トイレ機能を確保する。</p> <p>○帰宅困難者や、自宅のトイレが使用できない区民のトイレニーズに備え、公共施設に備蓄・整備した災害用トイレを使用できる状態にし、トイレ機能を確保する。</p> <p style="text-align: center;">【くみ取りし尿処理】</p> <p>○各避難所等の避難人数や被害状況、くみ取りを要する災害用トイレ、し尿収集車台数、収集場所等の情報を把握した上で、し尿収集計画を策定する。</p> <p>○くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車により収集し、都下水道局と連携した下水道施設及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール、し尿処理施設等への搬入を実施する。</p> <p>○し尿収集車が必要となる場合や、処理施設が被災し処理が困難な場合には、協定締結事業者や都に応援を要請する。</p> <p>○し尿収集車の調達には時間が要することや、道路復旧に時間を要する地域も想定されることから、し尿を下水道へ直接投入する方法を主とする等、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。</p> <p style="text-align: center;">【使用済み携帯トイレ等の処理】</p> <p>○使用済み携帯トイレ等については、適切な分別の下、専用車両による収集運搬・処分を実施する。特に、在宅避難による携帯トイレ等の使用が多くなることを踏まえ、それに応じた収集運搬・処分体制を構築する。</p> <p>○台東区災害廃棄物処理計画等に沿って対応する。</p> <p>○避難所等の使用済み携帯トイレについて、区内の被災状況を把握した上で、発生量の推定算出や集積場所の決定等、ごみ処理計画を速やかに策定する。</p> <p>○被災が広範囲に及ぶ時期等は、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。</p>
<p>復旧 (発災後1週間目途)</p>	<p style="text-align: center;">【運用体制の構築】</p> <p>○避難所の運営担当者を中心に、避難の長期化に伴うトイレ環境の維持管理を行う。</p> <p style="text-align: center;">【衛生環境の改善】</p> <p>○各施設等における災害時トイレについて、定期的な点検及び質的な改善等を実施し、備蓄等の維持管理を行う。</p>

4. 災害用トイレの備えの推進（普及啓発）

安全で質の高い避難生活を維持するため、予防のフェーズにおいて、区民や事業者等の具体的な行動につなげる、自助・共助への働きかけを以下の通りに推進する。

表Ⅲ-3 災害用トイレの備えの推進（普及啓発）

フェーズ	対策
予防	<p style="text-align: center;">【自助の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○携帯トイレの全戸配布等、普及啓発による区民の携帯トイレ及び簡易トイレ等の日常備蓄の取組を促進する。 ○区民に対して、防災出前講座や防災フェアでの取組、啓発チラシの配布を通じ、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 ○発災後、自宅等の常設トイレの早期の使用確認を行えるよう「災害時のトイレ使用確認手順」を広く周知する。
	<p style="text-align: center;">【共助の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害用トイレを使用した各種訓練（設置訓練・使用訓練・研修等）を実施する。 ○マンション等の集合住宅での備えのために「集合住宅防災資機材購入補助金」等を活用し、推進する。 ○「東京とどまるマンション」等の東京都の支援制度を利用するよう周知する。 ○発災後、マンションや商業施設等の常設トイレの早期の使用確認を行えるよう、平常時から関係団体の協力を得ながら「災害時のトイレ使用確認手順」を広く周知する。 ○帰宅困難者等の使用を想定し、民間施設内のトイレの災害時の開放について、民間事業者と協力し推進する。

IV. 指針の見直し

災害時のトイレ確保の考え方は、人口や技術革新等の社会状況の変化、ライフラインにおける震災対策の進捗、来街者数の変化、区民・区内事業者による自助・共助の取組の推進等に連動して変化することが予想される。

そのため、本指針もそれらの状況の変化を踏まえて、前提となる地震被害想定の見直しや、災害時のトイレに関する国の指針、「東京トイレ防災マスタープラン」、「台東区地域防災計画」の改定等に合わせて、適宜見直していくものとする。

災害時トイレ一覧

施設等名	災害時の位置づけ	住所	施設内の常設トイレ			敷地内マンホールトイレ	
			全体数 基数	代替 水源	くみ 取り式	下水道 接続式	汲取式
たなか多目的センター	避難所	日本堤2-25-4	24基				
生涯学習センター	避難所	西浅草3-25-16	104基	○			
中小企業振興センター	避難所	小島2-9-1	64基	○			
産業研修センター	避難所	橋場1-36-2	27基	○			
竜泉福祉センター	避難所	竜泉2-10-5	32基	○		3基	
老人福祉センター	避難所	東上野2-25-14	19基	○			
福祉プラザ台東清峰会	避難所	清川2-14-7	149基				
台東一丁目区民館	避難所	台東1-25-5	49基	○			
東上野区民館	避難所	東上野3-24-6	21基	○			
都立忍岡高等学校	避難所	浅草橋5-1-24	136基	○			
都立浅草高等学校	避難所	今戸1-8-13	101基	○			
都立上野高等学校	避難所	上野公園10-14	143基	○			
都立蔵前工科高等学校	避難所	蔵前1-3-57	145基	○			
都立白鷗高等学校	避難所	元浅草1-6-22	127基	○			
ことぶきこども園	避難所	寿1-1-9	16基	○			
上野小学校	避難所	東上野6-16-8	62基	○			
平成小学校	避難所	台東4-21-15	52基	○			
根岸小学校	避難所	根岸3-9-8	91基	○			
東泉小学校	避難所	三ノ輪1-23-9	59基	○			
忍岡小学校	避難所	池之端2-1-22	51基	○			
谷中小学校	避難所	谷中2-9-16	57基	○			
金曾木小学校	避難所	根岸4-16-22	67基	○			
黒門小学校	避難所	上野1-16-2	61基	○			
大正小学校	避難所	入谷2-23-8	75基	○			
浅草小学校	避難所	花川戸1-14-15	65基	○			
台東育英小学校	避難所	浅草橋2-26-8	75基	○			
蔵前小学校	避難所	蔵前4-19-11	99基	○			
東浅草小学校	避難所	東浅草2-27-19	57基	○			
富士小学校	避難所	浅草4-48-9	73基	○			
松葉小学校	避難所	松が谷1-13-16	65基	○			
千束小学校	避難所	浅草4-24-11	90基	○			
石浜小学校	避難所	清川1-14-21	96基	○			
田原小学校	避難所	雷門1-5-14	50基	○			
金竜小学校	避難所	千束1-9-9	65基	○			
旧柳北小学校	避難所	浅草橋5-1-35	47基	○			
御徒町台東中学校	避難所	台東4-13-16	68基	○			
柏葉中学校	避難所	下谷3-1-29	79基	○			
上野中学校	避難所	上野桜木1-14-55	88基	○			

施設等名	災害時の位置づけ	住所	施設内の常設トイレ			敷地内マンホールトイレ	
			全体数 基数	代替 水源	くみ 取り式	下水道 接続式	汲取式
忍岡中学校	避難所	上野公園18-2	77基	○			
浅草中学校	避難所	蔵前1-3-4	95基	○			
桜橋中学校	避難所	今戸2-1-8	49基	○			
駒形中学校	避難所	北上野2-15-1	67基	○			
松が谷福祉会館	二次避難所	松が谷1-4-12	47基				
日本助産師会	二次避難所	鳥越2-12-2	12基				
特別養護老人ホーム台東	二次避難所	台東1-25-5	58基				
特別養護老人ホーム浅草	二次避難所	浅草4-26-2	37基	○			
特別養護老人ホーム谷中	二次避難所	谷中2-17-2	33基				
ケアハウス松が谷	二次避難所	松が谷4-4-3	19基				
特別養護老人ホーム浅草ほうらい	二次避難所	清川2-14-7	福祉プラザ台東清峰会（避難所）と同様				
老人保健施設千束	二次避難所	千束3-20-5	28基				
特別養護老人ホームフレスコ浅草	二次避難所	浅草5-33-7	47基				
特別養護老人ホーム橋場すみれ園	二次避難所	橋場1-1-10	57基	○			
サービス付高齢者向け住宅サナサンテ入谷	二次避難所	竜泉1-19-7	40基				
特別養護老人ホーム竜泉	二次避難所	竜泉2-10-8	79基	○			
台東区民会館	一時滞在施設	花川戸2-6-5	28基	○			
台東区役所庁舎	一時滞在施設	東上野4-5-6	146基	○			
台東リバーサイドスポーツセンター	一時滞在施設	今戸1-1-10	60基				
根岸社会教育館	一時滞在施設	根岸5-18-13	8基				
上野中央通り地下駐車場	一時滞在施設	上野2丁目13番先	11基				
雷門地下駐車場	一時滞在施設	雷門2丁目18番先	14基				
浅草公会堂	一時滞在施設	浅草1-38-6	75基				
浅草文化観光センター	一時滞在施設	雷門2-18-9	40基				
東京文化会館	一時滞在施設	上野公園5-45	180基	○			
上野グリーンサロン	一時滞在施設	上野公園7-47	10基				
東京都美術館	一時滞在施設	上野公園8-36	95基				
台東都税事務所	一時滞在施設	雷門1-6-1	37基	○			
産業貿易センター台東館	一時滞在施設	花川戸2-6-5	61基	○			
都立浅草高等学校	一時滞在施設	今戸1-8-13	都立浅草高等学校（避難所）と同様				
都立上野高等学校	一時滞在施設	上野公園10-14	都立上野高等学校（避難所）と同様				
都立蔵前工科高等学校	一時滞在施設	蔵前1-3-57	都立蔵前工科高等学校（避難所）と同様				
都立白鷗高等学校	一時滞在施設	元浅草1-6-22	都立白鷗高等学校（避難所）と同様				
都立忍岡高等学校	一時滞在施設	元浅草3-12-12	都立忍岡高等学校（避難所）と同様				
旧吉田屋酒店	徒歩帰宅支援施設	上野桜木2-10-6	1基				
書道博物館	徒歩帰宅支援施設	根岸2-10-4	7基	○			
奏楽堂	徒歩帰宅支援施設	上野公園8-43	17基				
したまちミュージアム	徒歩帰宅支援施設	上野公園2-1	7基				

施設等名	災害時の位置づけ	住所	施設内の常設トイレ			敷地内マンホールトイレ	
			全体数 基数	代替 水源	くみ 取り式	下水道 接続式	汲取式
朝倉彫塑館	徒歩帰宅支援施設	谷中7-18-10	8基				
一葉記念館	徒歩帰宅支援施設	竜泉3-18-4	9基				
清川清掃車庫	徒歩帰宅支援施設	清川2-24-26	11基				
環境ふれあい館	徒歩帰宅支援施設	蔵前4-14-6	31基				
隅田公園一帯	避難場所	浅草、今戸、花川戸	-			20基	
隅田 1号	避難場所	花川戸1-1	9基				
隅田 2号	避難場所	花川戸2-1	9基				3基
隅田 3号	避難場所	今戸1-1	6基				
隅田 4号	避難場所	浅草7-1	10基				3基
隅田 案内所	避難場所	花川戸1-1	6基				
上野恩賜公園一帯	避難場所	上野公園一帯	-			21基	20基
上野恩賜公園2号	避難場所	上野公園一帯	13基				
上野恩賜公園3号	避難場所	上野公園一帯	13基				
上野恩賜公園4号	避難場所	上野公園一帯	10基				
上野恩賜公園5号	避難場所	上野公園一帯	9基				
上野恩賜公園6号	避難場所	上野公園一帯	8基		○		
上野恩賜公園7号	避難場所	上野公園一帯	12基				
上野恩賜公園8号	避難場所	上野公園一帯	10基	○			
上野恩賜公園9号	避難場所	上野公園一帯	10基				
上野恩賜公園10号	避難場所	上野公園一帯	10基				
上野恩賜公園11号	避難場所	上野公園一帯	11基				
上野恩賜公園12号	避難場所	上野公園一帯	10基				
上野恩賜公園13号	避難場所	上野公園一帯	8基				
上野恩賜公園14号	避難場所	上野公園一帯	14基		○		
谷中墓地	避難場所	谷中7-5-24	20基				
日本堤公園	公園・児童遊園	東浅草2-27-1	6基				3基
柳北公園	公園・児童遊園	浅草橋5-1-35	4基				
東盛公園	公園・児童遊園	三ノ輪1-23-2	6基			4基	3基
千束公園	公園・児童遊園	浅草4-24-7	6基				3基
西町公園	公園・児童遊園	東上野2-23-3	6基				4基
石浜公園	公園・児童遊園	清川1-14-21	5基				3基
精華公園	公園・児童遊園	蔵前4-15-9	6基			6基	3基
玉姫公園	公園・児童遊園	清川2-13-18	7基				
山伏公園	公園・児童遊園	北上野2-9-7	3基				1基
松葉公園	公園・児童遊園	松が谷1-12-6	5基				2基
御徒町公園	公園・児童遊園	台東4-13-3	6基				4基
金杉公園	公園・児童遊園	下谷3-5-12	6基				3基
小島公園	公園・児童遊園	小島2-9-4	6基				4基

施設等名	災害時の位置づけ	住所	施設内の常設トイレ			敷地内マンホールトイレ	
			全体数 基数	代替 水源	くみ 取り式	下水道 接続式	汲取式
金竜公園	公園・児童遊園	西浅草3-25-7	6基			3基	3基
富士公園	公園・児童遊園	浅草4-47-2	4基				
田原公園	公園・児童遊園	雷門1-5-15	2基				
一葉記念公園	公園・児童遊園	竜泉3-19-1	4基				2基
花川戸公園	公園・児童遊園	花川戸1-14-15, 花川戸2-4-3, 花川戸2-5-6	10基				3基
鶯谷公園	公園・児童遊園	根岸1-3-17	3基				
竹町公園	公園・児童遊園	台東4-21-3	6基				3基
待乳山聖天公園	公園・児童遊園	浅草7-4-9	4基				
上根岸公園	公園・児童遊園	根岸3-9-6	4基				1基
入谷南公園	公園・児童遊園	松が谷3-23-7、北上野2-13地先	6基			5基	3基
大正公園	公園・児童遊園	入谷2-23-11	3基				1基
今戸公園	公園・児童遊園	今戸2-24-1	2基				1基
京町公園	公園・児童遊園	千束3-26-18	3基				
橋場公園	公園・児童遊園	橋場2-19-7	3基			2基	
吉原公園	公園・児童遊園	千束4-40-6	3基				
花園公園	公園・児童遊園	千束3-20-7	3基				1基
根岸公園	公園・児童遊園	根岸4-16-23	1基				
谷中清水町公園	公園・児童遊園	谷中1-1-32	3基				
岡倉天心記念公園	公園・児童遊園	谷中5-7-10	3基				
隅田 1号	公園・児童遊園	花川戸1-1	隅田公園 1号（避難場所）と同様				
隅田 2号	公園・児童遊園	花川戸2-1	隅田公園 2号（避難場所）と同様				
隅田 3号	公園・児童遊園	今戸1-1	隅田公園 3号（避難場所）と同様				
隅田 4号	公園・児童遊園	浅草7-1	隅田公園 4号（避難場所）と同様				
天王寺公園	公園・児童遊園	谷中7-15-5	1基				
山谷堀公園	公園・児童遊園	谷中7-15-5	6基				3基
金曾木公園	公園・児童遊園	根岸4-16-14	3基				
浅草橋公園	公園・児童遊園	浅草橋1-1-15	4基				1基
御蔵前公園	公園・児童遊園	蔵前1-4-8	4基				3基
秋葉原練堀公園	公園・児童遊園	秋葉原4番-1	0基			4基	
黒門児童遊園	公園・児童遊園	上野1-19-3	2基				1基
上野公園大黒天横公衆トイレ	公衆トイレ	上野公園10-17前	2基				
池ノ端弁天前公衆トイレ	公衆トイレ	上野2-14-21前	4基				
三ノ輪二丁目公衆トイレ	公衆トイレ	三ノ輪2-13-8	4基				
寛永寺前公衆トイレ	公衆トイレ	上野桜木2-6-20前	5基				
三ノ輪交番裏公衆トイレ	公衆トイレ	竜泉2-20-13	4基				
台東一丁目公衆トイレ	公衆トイレ	台東1-6-5	2基				
龍谷寺脇公衆トイレ	公衆トイレ	東上野5-5-5	2基				
西郷銅像下公衆トイレ	公衆トイレ	上野4-10-8前	9基				

施設等名	災害時の位置づけ	住所	施設内の常設トイレ			敷地内マンホールトイレ	
			全体数 基数	代替 水源	くみ 取り式	下水道 接続式	汲取式
不忍池西側公衆トイレ	公衆トイレ	池之端1-1-13	4基				
池之端二丁目公衆トイレ	公衆トイレ	池之端2-4-2前	3基				
谷中墓地入口公衆トイレ	公衆トイレ	谷中7-2-27前	3基				
北上野一丁目公衆トイレ	公衆トイレ	北上野1-15-12	2基				
柳橋二丁目交番裏公衆トイレ	公衆トイレ	柳橋2-16-11	3基				
小島二丁目交番裏公衆トイレ	公衆トイレ	小島2-18-20	2基				
下水ポンプ場脇公衆トイレ	公衆トイレ	浅草5-73-11	4基				
蔵前四丁目公衆トイレ	公衆トイレ	蔵前4-35-8	4基				
田原町交番裏公衆トイレ	公衆トイレ	西浅草1-8-11	5基				
厩橋際公衆トイレ	公衆トイレ	蔵前2-15-9	4基				
千束一丁目公衆トイレ	公衆トイレ	千束1-19-8	4基				
駒形橋際公衆トイレ	公衆トイレ	雷門2-1-1	2基				3基
仲見世1号公衆トイレ	公衆トイレ	浅草1-2-6	2基				
仲見世2号公衆トイレ	公衆トイレ	浅草1-30-2	4基				
仲見世3号公衆トイレ	公衆トイレ	浅草1-32-6	5基				
仲見世4号公衆トイレ	公衆トイレ	浅草1-37-2	2基				
木馬館前公衆トイレ	公衆トイレ	浅草2-3-28	14基				
清川二丁目公衆トイレ	公衆トイレ	清川2-13-19	5基				
西部区民事務所	地区本部施設	下谷3-1-30	8基	○			
南部区民事務所	地区本部施設	寿1-10-12	22基	○			
北部区民事務所	地区本部施設	浅草4-48-1	7基				
西部区民事務所谷中分室	地区本部施設	谷中5-6-5	22基				
北部区民事務所清川分室	地区本部施設	清川1-23-8	9基				
台東地区センター	地区本部施設	台東1-25-5	台東一丁目区民館（避難所）と同様				
東上野地区センター	地区本部施設	東上野3-24-6	東上野区民館（避難所）と同様				
上野地区センター	地区本部施設	池之端1-1-12	21基				
入谷地区センター	地区本部施設	入谷1-15-6	22基				
浅草橋地区センター	地区本部施設	浅草橋2-8-7	22基	○			
雷門地区センター	地区本部施設	浅草1-37-3	14基				
初音の森	防災広場	谷中5-5	0基			30基	
根岸の里	防災広場	根岸3-12	8基			12基	
合計			4,935基	0基	0基	110基	88基

台東区災害時トイレ確保・管理指針

令和8年3月

東京都台東区総務部危機・災害対策課

〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号

電話 03(5246)1094
